豊浦町火葬場における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、引き続き感染症のまん延防止に向けた取り組みが必要です。これらの状況を踏まえ、豊浦町火葬場では、当面の期間、下記のとおり新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行いますので、ご協力をお願いいたします。

1 「平常時」における豊浦町火葬場を使用する際の感染防止対策について

(1)遺族・会葬者の方にご協力いただきたいのは以下の6点です。

①発熱や咳などの症状がある方の入場は控えてください。
②会葬者の氏名、連絡先などの把握をしてください。(方法は任意。会葬者の中で把握ができていれば可)
③マスク着用、咳エチケットや手洗いなどをお願いします。
④可能な限り密閉・密集・密接(3つの密)をしないようにしてください。
⑤飲食の際は会話を控え、可能な限り対面とならないようにお願いします。
⑥控室の換気(適宜窓を開ける)をお願いします。(館内の温度が低い場合があるため、体温調整しやすい上着などの準備をお願いします)

(2)豊浦町火葬場の対応

①注意喚起(協力依頼)掲示物の設置(貼付)を行います。
②施設全体の定期的な換気を行います。
③手が触れる場所の定期的な拭き取り消毒作業を行います。
④施設入口への消毒液などの設置を行います。
⑤ポンプ式の手洗い石鹸の設置を行います。

2 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方」の火葬について

(1)遺族・会葬者の方にご協力いただきたいのは以下の5点です。

①火葬予約の際に、必ず「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方」の遺体であることを申し出てください。
②遺体の搬送に際しては、医療機関において納体袋に密封、納体袋の表面消毒の後に搬送することとなります。詳細は各医療機関と調整が必要となりますので、ご了知おきください。
③豊浦町火葬場(建物)への入場は、原則として葬儀業者のみとし、遺族・会葬者などの入場は認めない(遺族などが故人の見送りを希望する場合は、施設の入口(屋外)にて行う)こととなりますのでご了知おきください。
④遺体の火葬場霊台車への移動および火葬炉への移動の際には、葬儀業者のご協力をお願いします。
⑤遺体の火葬および収骨は、火葬場職員で行いますので、葬儀業者は駐車場(車中)などで待機します(収骨終了後に、遺骨を葬儀業者へ引き渡します)。

(2)豊浦町火葬場の対応

①火葬場職員は個人防護服(マスク、ビニール手袋、ガウン、ゴーグルまたはフェイスガード)を着用します。
②火葬の際は、常に窓を開けて換気を行います。
③火葬終了後は、遺体の通った場所などを清掃(消毒)し、引き続き換気を行います。
④当該火葬が行われた翌日は、通常どおりの火葬を行います。